

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させていくためには、役員および従業員の高い倫理意識を基に、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた内部統制機能の強化が極めて重要であると認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制については、下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】(ii)「コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社の中長期的成長のためには、開発・生産・販売の各体制の不断の進化が不可欠であり、これらを全てキヤノン電子グループ自らの経営資源で実現することは困難です。当社は、これら体制の強化を有益と判断するときは、キヤノン電子グループ外の企業との連携の一環として、当該企業の株式を保有することがあります。

2. 政策保有の合理性の検証

当社では現在、政策保有株式を保有しておりませんが、今後政策保有株式を取得した場合には、個別の政策保有株式につき、その保有の意義、投資先企業の業績などを毎年定期的に評価したうえ取締役会に報告し、保有の合理性を検証していきます。

3. 政策保有株式の議決権行使に関する方針

当社は、投資先企業の経営方針、事業戦略等を尊重しつつ、株主全体の利益につながるかを基準として議案の賛否を判断のうえ、政策保有株式に係る議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

1. 当社と取締役との取引および取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会に当該取引の重要事実を開示して承認を受けるとともに、取引後、取締役会に報告いたします。

2. 主要株主であるキヤノン株式会社とは、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定するなど、当社の利益が損なわれることの無いよう適切・公正に取引を実施しています。加えて、少数株主の利益保護の観点から審議・検討が必要と判断した取引については、取締役会で選任する独立社外取締役により構成される「特別委員会」にて審議し、取締役会に対して答申を行うこと等により、当社の利益が損なわれることのないよう適切・公正に実施してまいります。「特別委員会」(2024年3月25日現在)の構成は次の通りです。

特別委員会 5名

議長: 戸茆利和 (独立社外取締役)

委員: 前川 篤 (独立社外取締役)、杉本和行 (独立社外取締役)、近藤智洋 (独立社外取締役)、山上圭子 (独立社外取締役)

当委員会の直近の活動状況は、以下のとおりです。

2024年10月23日 特別委員会の運用および審議対象に関する審議

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

1. 女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等

当社では、女性、外国人など様々な職歴をもつキャリア採用を実施し、それぞれの特性や能力を最大限活かすための教育や職場環境の整備などの取り組みを進めてきました。

役割と成果に応じて、処遇や報酬を決定する「役割給制度」を導入し、性別や学歴、入社年数といった要素に関わらず、仕事の難易度や責任に応じた役割等級によって報酬を決定しております。その結果、過去5年間のキャリア採用による採用比率は、36%となっております。

また、課長代理職以上の女性管理職比率は2023年度で5%となっておりますが、2030年には、30%とすることを目標としています。この目標を達成するため、女性の採用比率が毎年30%超となるよう採用活動を実施しています(2023年度は33%)。その他、マネジメント層への登用を目的とした、リーダーシップ研修等を実施し、管理職への登用に向けた施策を進めております。

2. 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針

各年代や役職に応じた基本的な立場と役割、管理の姿勢等を学ぶ階層別研修と開発設計部門、調達部門、生産部門等の専門分野別に学ぶ研修を行い、社員の能力開発に取り組んでいます。また、遵法、人権、ハラスメント防止研修等を継続的に実施し、キヤノングループの企業理念である「共生」のもと、社員が互いに尊重し合い、力を発揮することのできる職場づくりに取り組んでいます。

今後これらの取り組みを継続するとともに、他企業等の取り組みを参考させて頂きながら施策を展開することで、多様性の確保に努めていきます。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、キヤノン電子企業年金基金を設立しております。同基金は、理事長及び常務理事・運用執行理事を財務・会計に精通した者をもって充てることとしており、厚生労働省のガイドラインに基づき制定した「運用基本方針」のもと、中長期的な運用成果の追求の観点から最適と考える資産構成割合を策定し、これに見合う運用商品、委託先運用機関等を選定しています。資産構成割合の策定、運用機関等の選定にあたっては、理事長、常務理事・運用執行理事及び資産運用や年金制度に精通した経験者から成る「資産運用委員会」の慎重な審議を経ております。

また、四半期毎の「定例運用報告会」を通じ、各委託先運用機関のスチュワードシップ活動を含めた運用状況について、計画的なモニタリングを実施しており、これらにより、企業年金の受益者と当社との利益相反を回避する点にも配慮しつつ、従業員の安定的な資産形成や将来にわたって健全な年金基金の運用・管理が実現できる体制を構築しております。

なお、企業年金連合会等のセミナーへの参加等を通じて運用に関わる人材の専門性向上にも取り組んでいます。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 企業理念

真のグローバル企業には、顧客、地域社会に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよい関係をつくり、社会的な責任を全うすることが求められます。当社は、「共生」という企業理念の下、優れた製品とサービスを提供することなどを通じて社会の発展に貢献し、企業の社会的責任を全うしてまいります。

2. 経営戦略・経営計画

社会的責任を全うするには、企業の競争力を強化するとともに健全な財務体質を維持しなければなりません。当社は、中長期経営計画を策定し、競争力の強化と健全な財務体質の確立・維持を進めております。

3. 資本政策

当社は、中長期的な成長に必要な投資を安定的且つ継続的に実施するため、株主資本の充実を重視しております。

また、中期的な利益見通しに加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、安定的且つ積極的な配当による株主還元に取り組むとともに、適宜自己株式の取得を行います。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方と基本方針

当社は、コンポーネント、電子情報機器、セキュリティソフトウェアなどの複数の事業領域において事業を展開しており、今後、新たな事業領域にも積極的に展開していきたいと考えております。事業領域ごとに迅速な意思決定を行いつつ、キヤノン電子グループ全体またはいくつかの事業領域にまたがる重要な意思決定を全社視点で行い、他方、意思決定および執行の適正を確保するには、下記のコーポレート・ガバナンス体制が有効であると判断しております。

取締役会

全社的事業戦略または執行を統括する代表取締役と、代表取締役の指揮・監督の下、各事業領域または本社機能を分担して執行している業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、1/3以上の独立社外取締役を加えた体制とします。取締役会は、法令に従い、重要な意思決定と執行状況の監督を行います。

それ以外の意思決定と執行については、代表取締役の指揮・監督の下、各業務執行取締役が各事業領域または機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。現在、取締役総数は13名(独立社外取締役5名)です。

監査役会

取締役会から独立した独任制の執行監査機関として、当社の事業または経営体制に精通した常勤監査役および監査役と、法律、財務・会計などの専門分野に精通した独立社外監査役を置きます。これら監査役から構成される監査役会は、当社の会計監査人および内部監査部門と連携して職務の執行状況や会社財産の状況などを監査し、経営の健全性を確保します。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針と手続

1. 方針

代表取締役・業務執行取締役の報酬は、その役割に応じた職務執行の対価として毎月固定額を支給する「基本報酬」と、各事業年度の業績に連動した「賞与」、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬」によって構成されます。

なお、社外取締役については、毎月固定額を支給する「基本報酬」のみとし、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の支給はありません。

2. 手続

当社は、代表取締役2名および独立社外取締役5名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。当該委員会は、基本報酬・賞与・譲渡制限付株式報酬の算定基準を含む報酬制度について検証し取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定されます。

個別の報酬額は、「指名・報酬委員会」の審議を経た報酬制度に基づき、取締役会決議により決定されます。

なお、取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の総額は、株主総会により承認された報酬総額及び普通株式の総数(上限)の枠内となります。取締役の賞与につきましては、定時株主総会において賞与支給議案が承認されたときに、支給が確定いたします。

(iv)経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続

1. 方針

取締役・監査役の候補者は、性別、国籍、年齢等、個人の属性にかかわらず、その職務を公正且つ的確に遂行することができる者であり、次の要件を満たす者から選出することを原則とします。

代表取締役・業務執行取締役(以下、「経営陣幹部」)

当社の経営理念、行動規範を真に理解するとともに、当社の事業・業務に広く精通し、複数の事業や機能を俯瞰した実効的な判断ができること。代表取締役については、これらに加えて、特に経営に関する豊富な知見と能力を有し、明確なビジョンと強い責任感をもって当社グループを導いていくことができると認められる者であること。

独立社外取締役

取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすほか、企業経営、リスク管理、法律、経済などの分野で高い識見および豊富な経験を有すること。

監査役

当社の事業もしくは経営体制に精通し、または法律、財務・会計、内部統制などの専門分野で高い識見および豊富な経験を有すること。社外監査役については、取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすこと。

2. 選任・指名手続

当社は、代表取締役2名および独立社外取締役5名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。

取締役・監査役の候補者の指名及び選任(代表取締役の後継者及びその候補者を含む)については、所定の要件を満たすと認められる者の中から代表取締役が候補を推薦し、その推薦の適正・妥当性を当該委員会において確認のうえ、取締役会に議案として提出、審議しております。

なお、監査役候補者については、取締役会の審議に先立ち、監査役会において審議し、その同意を得るものとします。

3. 経営陣幹部の解任手続

経営陣幹部につき違法、不正または背任行為が認められる場合、その役割を果たしていないと認められる場合その他経営陣幹部の任に相応しくないと認められる場合には、取締役・監査役は、いつでも「指名・報酬委員会」に対して当該経営陣幹部の解任の要否を討議するよう求めることができます。

「指名・報酬委員会」での討議の結果は、その内容の如何に関わらず取締役会に答申され、取締役会において解任の要否が審議されます。審議の対象となる当該経営陣幹部は、審議に加わることはできません。

(v)個々の選解任、指名についての説明

当社は、株主総会の招集通知参考書類等に記載する方法により、取締役及び監査役の候補者の選任理由や知識・経験・能力を一覧化したスクリマトリックス(特に必要と認められる場合には解任又は不選任理由を含む)を説明いたします。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み等】

・サステナビリティについての取り組み及びTCFDの枠組みに伴う開示

詳細につきましては、最終から2頁目をご参照ください。

・人的資本への投資に関する開示

将来の経営リーダー層の育成と事業の専門領域の深耕、先鋭化を促すため、人材の育成と外部人材の採用を進めております。

また、中核人材のマネジメント層への登用を目的としたマネジメント教育と各事業分野での専門教育を充実させることで、将来を担う経営層と各事業の領域、特性を踏まえた専門人材を育成しています。

これらの取り組みを継続することで、各事業の更なる発展、また新規事業の早期の事業化に向けた取り組みを進めております。

・知的財産への投資に関する開示

当社は、知的財産活動の目的を事業展開の支援と明確に位置づけ、中長期的な成長に必要な投資を実施しております。知的財産部門が研究開発部門だけでなく、生産部門、販売部門とも密に連携を取り、一丸となって強い知的財産権の取得を行っています。また、侵害リスクを最小とするため、他社の知的財産を徹底的に調査しています。経験豊富な人材の知識と技術力を有効活用した知的財産活動を通じて、現在と将来の事業の競争優位性を確保しています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

【原則3-1 情報開示の充実】(ii)「コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおり、取締役会は、法令・定款で定められる事項(例：一定額以上の資産の取得・処分)のほか、キヤノン電子グループ全体またはいくつかの事業領域にまたがる重要事項につき意思決定を行うとともに、執行状況の監督を担います。取締役会に付議すべき事項の詳細は、取締役会規則に定められております。

それ以外の意思決定と執行については、取締役会が定める分掌および職務権限に関する規程に基づき、代表取締役が行うほか、代表取締役の指揮・監督の下、業務執行取締役が各事業領域または本社機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【原則3-1 情報開示の充実】(ii)「コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおり、取締役会は、全社の事業戦略または執行を統括する代表取締役と、代表取締役の指揮・監督の下、各事業領域または本社機能の職務を分担して執行している業務執行取締役を中心として、経営の健全性を担保するため、2名以上且つ十分な数の独立社外取締役を加えた体制とします。現在、取締役総数は13名(独立社外取締役5名)です。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4-9)および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の決議をもって「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

「独立社外役員の独立性判断基準」

当社は、社外取締役・社外監査役の要件および金融商品取引所の独立性基準を満たし、且つ、次の各号のいずれにも該当しない者をもって、「独立社外役員」(当社経営陣から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者)と判断する。

1. 当社グループ(当社およびその子会社をいう。以下同じ。)を主要な取引先とする者もしくは当社グループの主要な取引先またはそれらの業務執行者
2. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
3. 当社の大株主またはその業務執行者
4. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。)
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士(当社の直前3事業年度のいずれかにおいてそうであった者を含む)
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 各号に該当する者のうち、会社の取締役、執行役、執行役員、専門アドバイザーファームのパートナー等、重要な地位にあるものの近親者(配偶者および二親等以内の親族)

【補充原則4-10-1 任意の委員会の構成等】

既に開示しているコーポレート・ガバナンス報告書【3-1()】の通り、代表取締役2名および独立社外取締役5名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設け、取締役・監査役の候補者の指名及び選任(代表取締役の後継者及びその候補者を含む)については、所定の要件を満たすと認められる者の中から代表取締役が候補を推薦し、その推薦の適正・妥当性を当該委員会において確認のうえ、取締役会に議案として提出、審議しております。

独立性の考え方、役割、権限についても上記【3-1()()】に記載しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

各取締役の選任理由及び取締役のスキルマトリックスは、本報告書の最終頁をご参照ください。又、次年度以降の事業報告書(取締役選任議案)にて説明を行います。なお、独立社外取締役5名は、いずれも他社等での経営経験を有する者を選任しています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社では、取締役または監査役の選任議案がある株主総会の招集通知参考書類において、その候補者の選任理由とともに、重要な兼職の状況を開示しております。

また、年1回、全取締役・監査役の兼務状況を確認のうえ、開示いたします。

なお、2024年3月29日時点の兼務状況(他の上場会社の役員を含む)は次のとおりです。

【取締役】

酒巻 久

・株式会社富士通ゼネラル社外取締役

内山 毅

・キヤノン電子テクノロジー株式会社代表取締役社長

戸効利和

・財形住宅金融株式会社代表取締役会長

・公益社団法人日本看護家政紹介事業協会会長

前川 篤

・MAEK Lab合同会社社長

・大阪大学招聘教授

・京都大学特任教授

杉本和行

・TMI総合法律事務所顧問弁護士

・株式会社格付投資情報センター顧問

・三井住友海上火災保険株式会社顧問

・一般社団法人金融財政事情研究会理事

近藤智洋

・一般財団法人日本航空機開発協会代表理事兼副理事長

山上圭子

・東京靖和総合法律事務所客員弁護士

・デンヨー株式会社社外取締役(監査等委員)

・ジオリーブグループ株式会社社外取締役

【監査役】

岩村修二

・T&K法律事務所(弁護士)

・林兼産業株式会社社外取締役(監査等委員)

・株式会社トーヨーカネツ社外取締役(監査等委員)

・株式会社北海道銀行社外監査役

中田清穂

・有限会社ナレッジネットワーク代表取締役社長

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役会の実効性について、各取締役および各監査役が評価を行い、これを取締役に報告のうえ、取締役会において分析・評価を行いました。

その結果、取締役会の実効性は概ね確保されていることが確認されましたが、社外取締役・社外監査役の連携、子会社に関する情報提供の充実等、更なる実効性向上に向けた意見も示されたことから、引き続きこれらを課題として捉え、今後の取締役会の運営に活かしてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役および監査役に対し、就任時、その役割、職責についての理解の徹底および職務を適切に果たすために必要または有用な知識の確保を目的として、研修を実施しております。また、就任後も、会社の費用負担にて社内外の研修を受講できる仕組みとしております。

更に、社外取締役や社外監査役が当社の業務に精通できるよう、適宜、事業部門の責任者等との会合、事業所の視察などの機会を設けております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

1. 方針
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会、決算説明会、主要機関投資家との面談等により、株主との間で建設的な対話を行います。
2. 対話を促進する体制
イ) 経理部門、企画部門および法務部門が連携して対話促進を担当し、適宜、担当役員、社外取締役、監査役などが面談を行い、代表取締役会長および社長がこれを統括いたします。
ロ) アナリスト、機関投資家に対し、四半期毎に代表取締役社長による決算説明会を実施いたします。個人投資家に対しては、当社の公式サイトに専用ページを設け、経営方針、決算、財務データなどを分かりやすく掲載いたします。また、適宜面談の機会を設け、国内外のアナリスト・機関投資家との対話に努めております。詳細は、別途本報告書Ⅲ 2.「IRに関する活動状況」に記載のとおりです。
ハ) 株主との対話により得られた意見または要望については、重要なものについては経理担当取締役が代表取締役または取締役に報告いたします。
3. インサイダー情報の管理
「インサイダー取引防止規程」において未公表の重要事実の管理を徹底するとともに公表プロセスを定め、株主との対話に際して当社の未公表の重要情報が不用意に提供されないことがないように徹底しております。

【原則5-2 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、株主資本コストを資本コストとして認識し、ROEを重要な業績指標に設定し、資本収益性の改善に向けた取り組みを行います。2023年度末におけるPRBは0.74倍、ROEは5.9%ですが、株主の期待を上回る成長を実現できるよう、既存事業の一層の強化、新規事業の育成、経営基盤の強化等の取り組みを通じ、ROE8.0%以上を実現すべく、さらなる企業価値の向上を図っていきます。なお現在、ROE 8.0%以上の実現に向けた計画開示の準備を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キヤノン株式会社	22,500,600	53.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,826,400	6.69
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	766,300	1.81
野村證券株式会社	339,210	0.80
キヤノン電子従業員持株会	280,922	0.66
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT A SSETS-SETT ACCT	277,454	0.65
第一生命保険株式会社	248,400	0.58
株式会社みずほ銀行	234,000	0.55
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	230,800	0.54
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	218,360	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	キヤノン株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 7751

補足説明

大株主の状況は2023年12月31日現在の状況です。なお、同日現在で大株主の状況の記載の他に当社が保有する自己株式1,321,977株(保有割合3.13%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社であるキヤノン株式会社であります。支配株主との取引については、1「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[原則1-7 関連当事者間の取引]に記載のとおり、少数株主の利益保護の観点から審議・検討が必要と判断した取引について、取締役会で選任する独立社外取締役により構成される「特別委員会」にて審議し、取締役会に対して答申を行います。取引の条件の決定等が支配株主との間で恣意的に行われていることはありません。支配株主との取引のみならず、すべての取引について、当社の独立性と利益が損なわれることのないように適切・公平に行うことにより、すべての株主の利益を保護しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) 親会社におけるグループ経営に関する考え方

当社の親会社であるキヤノン株式会社は、当社を含むキヤノングループ各社がキヤノンの企業理念である『共生』に根ざした企業活動を通じて社会的責任を全うし、共生の実現に向けて努力し続けることこそが、持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながると考えております。

また、キヤノン株式会社は、キヤノングループとしての中長期経営計画である「グローバル優良企業グループ構想フェーズ」（2021年～2025年）を、キヤノングループ全体最適の観点のもと、「フェーズ」の目標を効率的かつ確実に達成できるよう、当社を含む上場子会社との間に相互に経営戦略を共有しております。そのうえで、当社を含む上場子会社が安定的に収益を計上し連結業績の最大化を目指すことで、キヤノングループ全体の企業価値向上を図る、との方針を掲げております。

リスク管理の観点では、コンプライアンス・内部統制・経済安全保障等のリスクマネジメントや脱炭素・温暖化抑制対策、人権尊重の取り組み等のサステナビリティ活動を、キヤノングループ一丸となって行うべく、当社を含むキヤノングループ全体で方針・情報の共有やシステム整備を進めております。

上場子会社については、キヤノン株式会社及び当該上場子会社の少数株主の利益の尊重の観点から、当該上場子会社が高い独立性を維持しながら機動的な経営を行う体制を継続することも、キヤノングループとしての重要な経営方針としております。この考えからキヤノン株式会社は、当社の個別案件に関わる意思決定プロセスには関与していません。

(2) 親会社における上場子会社を有する意義に関する考え方

キヤノン電子株式会社は、プリンタなどのキヤノングループ製品の部品やユニットの生産受託事業のほか、カメラ関連ユニットやドキュメントスキャナなどの独自開発製品の販売事業やITシステム開発などのITソリューション事業を展開しております。また、弊社の強みである高品質・高生産性を支える多様なものづくりに関わる技術力を活かし、小型人工衛星や関連コンポーネントの自社開発など、宇宙関連事業へチャレンジしています。

このように当社は、キヤノングループ関連事業と独自事業の双方を有しており、キヤノングループの一員としての強みを活かしつつ、独自事業を展開するにあたっては、親会社から独立した迅速な意思決定や上場会社としての機動的な資金調達手段等を保持することで非キヤノンビジネスの伸張を図り、また上場会社としての信用力による取引先の拡大や優秀な人材の確保、従業員の高いモチベーションの維持等が可能になっております。

キヤノン株式会社は、当社との事業の関係や現状を総合的にキヤノングループの価値の最大化に資するものと判断し、当社の上場を維持しております。

(3) 親会社の当社の経営への関与

当社取締役会は、当社取締役会決議で定める「独立社外役員の独立性判断基準」を充たす、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断する独立社外取締役5名及び独立社外監査役2名を含む体制としており、当社は、親会社から独立して経営しております。また、親会社役員による当社役員の兼務はありません。当社は、構成員の過半数を独立社外役員とする指名・報酬委員会を設置し、ガバナンスの向上を図っており、取締役等の選解任や報酬決定プロセスにおいて、当該委員会の判断を十分に尊重しております。

当社・親会社間の取引においては、その適正性を確保する観点からアームズ・レングス・ルールを適用する等、当社・親会社双方の少数株主の利益を不当に害さぬよう努めております。

また当社は、支配株主と少数株主との利益が相反するリスクについて審議・検討を行う特別委員会を置き、当該リスクの軽減に努めております。特別委員会については、「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおりであります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸蒔 利和	その他											
前川 篤	他の会社の出身者											
杉本 和行	その他											
近藤 智洋	その他											
山上 圭子	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸蒔 利和	○	——	戸蒔利和氏は、厚生労働審議官や厚生労働省事務次官などの要職を歴任しており、雇用・労働行政分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しております。また現在、他社にて会社経営に携わっていることから、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
前川 篤	○	——	前川篤氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と、大学教授として高度で幅広い専門知識を有しております。現在も他社の会社経営に携わり企業の経営実態に精通しており、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
杉本 和行	○	——	杉本和行氏は、財務省主計局長や財務事務次官などの要職を歴任しており、財務行政分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しております。以前は公正取引委員会委員長や他社にて社外取締役等に就くなど、企業の経営実態にも精通しており、現在は弁護士を務めるなど、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
近藤 智洋	○	——	近藤智洋氏は、環境省で地球環境審議官などの要職を歴任し、経済産業省においても、航空宇宙分野や地球環境問題に携わるなど、地球環境・経済・国際貿易分野での豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しております。また、以前は他社の顧問を務め、現在は財団法人の代表理事を務めるなど、企業の経営実態にも精通しており、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。
山上 圭子	○	——	山上圭子氏は、最高検察庁検事などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しております。また現在、他社の社外取締役等に就くなど企業の経営実態にも精通しており、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	2	5	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	2	5	0	0	社内取 締役

補足説明

当社は、代表取締役2名および独立社外取締役5名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。詳細につきましては、11.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1情報開示の充実】の()「経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針と手続」、及び()「経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、内部監査部門及び会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、更に必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩村 修二	弁護士													○
中田 清穂	公認会計士													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩村 修二	○	——	岩村修二氏は、仙台・名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しております。また現在、他社の社外役員も務め、企業の経営実態にも精通しており、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。
中田 清穂	○	——	中田清穂氏は、会社経営の経験に加え、公認会計士として長年にわたり、企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しております。また現在、他社の社外監査役も務め、企業の経営実態にも精通しており、その高い専門性と経験を当社の経営に活かしたく、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

賞与について、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。また、取締役(社外取締役を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが、平成31年3月27日開催の第80期定時株主総会において決議されました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、Ⅱ1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】(iii)「経営陣幹部・取締役の報酬決定にあたっての方針と手続」に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の会議招集や上程議案について担当部門から事前に連絡を行います。
社外監査役に対しての会議招集や情報伝達は、常勤監査役を通じて適宜行われております。また、会計監査人からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全て出席することになっておりますが、出席ができない場合にも、出席した監査役からの報告などにより状況を把握できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会に加え、リスクマネジメント委員会の設置、監理室による内部監査制度等により、コーポレート・ガバナンスを構築しております。

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む取締役13名で構成され、実効性、効率性のある経営の意思決定を目指しております。重要案件につきましては、取締役および事業部長が参加する経営会議で決定する仕組みとなっております。更に、経営テーマごとに各種委員会を設置し、スピーディで実効性のある意思決定を目指すと同時に、コンプライアンス・倫理等についての相互牽制機能も果たしております。

このような体制とした狙いについては、Ⅱ1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】(ii)「コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方と基本方針」に記載のとおりです。

社外監査役2名を含む3名の監査役は、監査の方針および業務の分担等に従い、重要な決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。監査役および監査役会は会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果等について報告を受け、意見交換を行う他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、会計監査人と緊密な連携を図っております。また、監査役は、内部監査部門である監理室と、必要に応じて情報交換や内部監査結果の報告を受けるなど連携を取っております。

なお、社外監査役の岩村修二氏、中田清穂氏の2名は平成27年3月3日付で、社外取締役の戸効利和氏は平成30年3月5日付で、前川篤氏は令和3年2月26日付で、杉本和行氏および近藤智洋氏は令和4年2月28日付で、山上圭子氏は令和6年2月29日付で独立役員としての届出をしております。独立役員に届け出た7名につきましては、当社との間に特段の人的・経済的な関係はありません。

外部監査につきましては、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査を受けております。当社の第85期(2023年12月期)の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は以下の通りです。

指定有限責任社員 業務執行社員 高居 健一(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 業務執行社員 向井 基信(有限責任監査法人トーマツ)

(注1)継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

(注2)同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他24名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

Ⅱ1.「基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】およびⅡ2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、開催日(2024年3月27日)の23日前(3月4日)に招集通知を発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による決兼行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成29年3月開催の株主総会招集通知より英訳を作成いたしました。
その他	直近の定時株主総会の招集通知は、発送日の7日前(2024年2月26日)に当社ホームページおよび東京証券取引所に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、有価証券報告書、決算短信及びその他開示情報を適宜開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経理部が担当しております。	
その他	四半期毎を原則にアナリスト・機関投資家に対して個別に決算説明を行っており、経理部部長が、決算の状況及び今後の見通しについて説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことを目指しております。この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員および従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題に対し、様々な取り組みを行っております。活動の詳細については、当社ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、「公開情報管理規程」を制定し、投資家に対する公平かつ適切な情報開示体制を整備しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針を取締役会で決議しており、かかる方針のもと、内部統制システムの整備を推進しております。

「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針」

当社ならびにその子会社からなるキャノン電子グループは、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、普通の行動指針である「三自の精神(自覚・自発・自治)」および「キャノングループ行動規範」に基づき遵法意識の醸成に努めるとともに、当社代表取締役および各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キャノン電子グループ全体の「経営の透明性」を確保する。

1. コンプライアンス体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 取締役会は、キャノン電子グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役および業務執行取締役等(以下「取締役等」)の業務の執行状況につき報告を受ける。
- (2) 取締役等及び従業員が業務の遂行にあたり守るべき基準として「キャノングループ行動規範」を用い、高い倫理観と遵法精神を備える自律した強い個人を育成すべく、コンプライアンス推進活動を実施する。
- (3) リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備する。
- (4) 内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。
- (5) 従業員は、キャノン電子グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社の方針として、内部通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を宣言する。

2. リスクマネジメント体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キャノン電子グループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。
- (2) 取締役会決議に至らない案件であっても、重要なものについては経営会議および各種経営専門委員会において慎重に審議する。

3. 効率的な職務執行体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役等は、代表取締役の指揮監督の下、分担して職務を執行する。
- (2) 代表取締役は、「中期経営計画」を策定し、キャノン電子グループ一体となった経営を行う。

4. グループ管理体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社取締役会が定めるグループ会社に関する管理基本方針に基づき、グループ会社の重要な意思決定について、以下のとおり、当社からの承認および当社に対し報告を要する事項を定め、キャノン電子グループの内部統制システムを整備する。

- a) 重要な意思決定について、当社の事前承認を得ることまたは当社に対し報告を行うこと。
- b) リスクマネジメントに関する基本方針に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
- c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
- d) 「キャノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備すること。
- e) 内部通報制度を設けるとともに、会社の方針として、内部通報者に対する不利益の禁止を宣言すること。

5. 情報の保存および管理体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役会議事録および取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを閲覧できることとする。

6. 監査役監査体制(会社法施行規則第100条第3項)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき従業員を指名する。この従業員は、所属部門の業務と兼務とするが、補助すべき監査役の職務に関連して取締役の指揮命令を受けず、この従業員の人事異動には、事前の監査役会の同意を要する。
- (2) 監査役は、取締役会のみならず、経営会議、リスクマネジメント委員会等の社内の必要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
- (3) 人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
- (4) 監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。
- (5) 監査役は、キャノン電子グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役はキャノン電子グループ各社の巡回監査を行い、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
- (6) 会社の方針として、監査役に報告または通報した者に対する不利益な取り扱いの禁止を宣言する。
- (7) 監査役会は、当社およびキャノン電子グループ各社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時の監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針
- 当社は、当社及び当社グループ各社が市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。
2. 整備状況
- (1) 取締役会決議をもって、当社就業規則において趣旨の規定を定め、従業員に対してその徹底を図っています。

(2) 人事総務部門を反社会的勢力対応のグループ統括部署とし、反社会的勢力およびその対応に関する情報提供を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めています。

(3) 警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しています。

(4) 賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及び当社グループ会社における重要な会社情報については、開示検討部門である経理部・人事部・総合企画部・法務部と連携し、当該情報の開示の必要性について、東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき検討を行います。

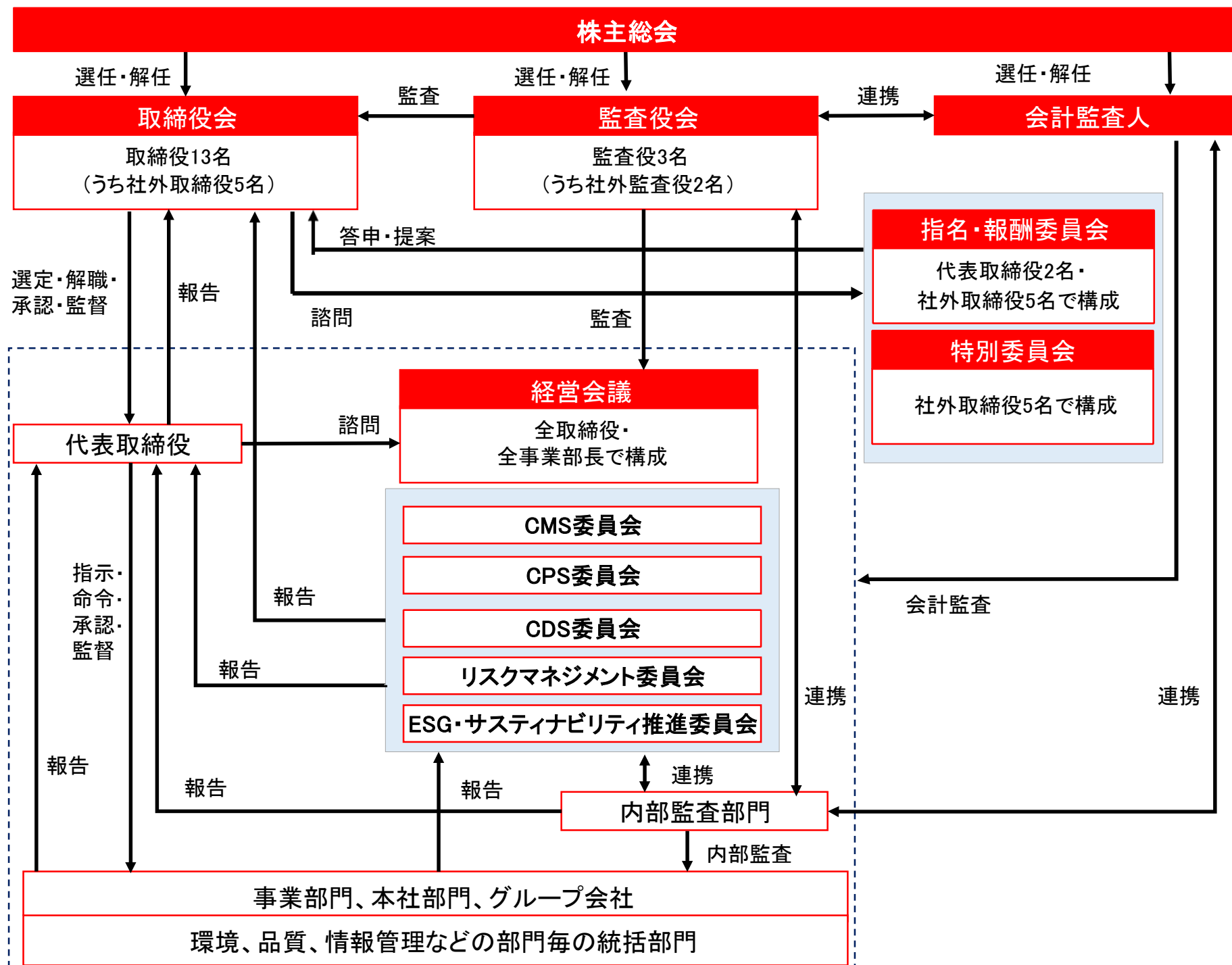
適時開示が必要であると判断された情報のうち、決定事実並び決算情報については、開示検討部門が開示資料を作成し、取締役会で承認された後、速やかに開示を行います。また、発生事実につきましては、開示検討部門が開示資料を作成し、代表取締役および関係取締役に報告のうえ、速やかに開示を行います。

なお、情報の開示が行われるまでは、社内規程により、インサイダー取引の防止と情報管理の徹底を図っております。

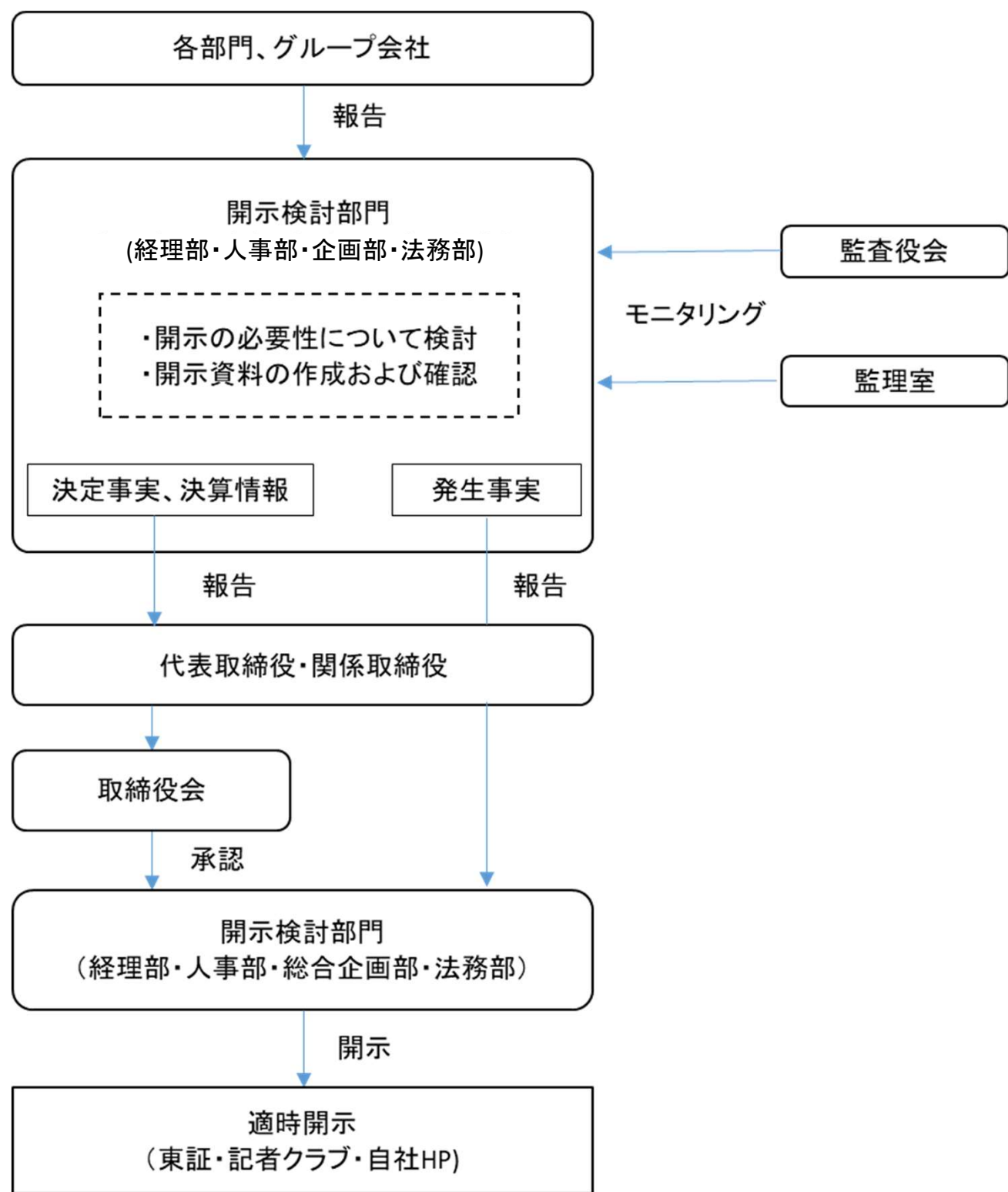
適時開示の方法については、東京証券取引所のTDnet(適時開示情報伝達システム)への登録により行い、必要に応じて記者会見の実施や、開示資料の配布を東京証券取引所記者クラブなどで実施することにより情報の周知を図っております。

また、TDnetによる開示が行われた後、速やかに自社ホームページへの開示資料の掲載を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図および適時開示体制の概要は以下のとおりです。



【適時開示体制の概要】



補充原則 3-1③ サステナビリティの取り組み・TCFDの枠組みに伴う開示

項目	推奨される開示内容	キヤノン電子の取り組み	現時点での進展状況
ガバナンス	気候関連のリスク・機会に関する組織のガバナンス	・COOを委員長とするESG・サステナビリティ推進委員会を設置し、気候関連問題を経営レベルで管理 ・サステナビリティ推進部門が気候変動施策を検討し、ESG・サステナビリティ推進委員会にて定期的に報告し、討議 ・ESG・サステナビリティ推進委員会での決定に基づき、サステナビリティ推進部門が全社の気候変動施策を推進	ESG・サステナビリティ推進委員会での気候変動に関する審議決定事項 ・2050年脱炭素実現に向けたGHG排出削減計画 ・再生エネルギー導入検討に関する報告・討議
戦略	気候関連のリスク・機会がビジネス、戦略、財務計画に及ぼす影響	・ESG・サステナビリティ推進委員会の重点テーマの1つとして「CO₂排出量実質ゼロの実現」を設定 ・ESG・サステナビリティ推進委員会にてシナリオ分析を実施し、気候変動リスク・機会を特定。分析結果を踏まえて、戦略方針・取り組みを策定	・「CO₂排出量実質ゼロの実現」を含む3つの重点テーマ設定 ① 独自の循環型経営 ② 製品のライフサイクルを通じた環境負荷削減 ③ 地域社会に根差した社会貢献活動 ・リスクマネジメント委員会にて気候変動によりもたらされる自然災害に関するリスク・対処について検討 ・脱炭素実現計画に基づき、各再生エネルギーの導入とグリーン電力の購入を検討
リスク管理	気候関連のリスクをどのように識別し、評価、管理しているか	・気候変動リスクを重要経営課題とする認識のもと、COOを委員長とするESG・サステナビリティ推進委員会を設置し、リスクを評価し・特定し、管理する	ESG・サステナビリティ推進委員会にて定期的に気候変動リスクに関する報告を行い、経営トップの監督下で管理することを決定
指標と目標	気候関連のリスク・機会を評価、管理する際に用いる指標と目標	・2030年までにCO₂排出量を2013年基準で46%削減する。(CO₂排出係数の改善効果を含む) ・2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする。 ・省エネを推進し、電気使用量を2013年比で2030年までに18%、2050年までに42%削減する。 ・再生エネルギー比率を2013年比で2030年までに20%、2050年までに31%にする。	・太陽光発電設備を各事業所に追加設置(～2030年) ・現有太陽光発電設備を、売電契約終了後に自家消費に切り替え(2036年～)、CO₂排出量を16%削減する方針を決定 ・2023年実績 直接排出(Scope1)・間接排出(Scope2): 19,819t-CO₂(2013年比15.5%削減) ・キヤノン電子ベトナム 2023年太陽光発電システムの導入 第3棟屋上に約650kWのソーラーパネルを設置(2023年8月から発電開始、第3棟の使用電力量の約25%を賄っている)

当社取締役・監査役におけるスキルマトリックス

氏名	地位	属性	企業経営	製造・技術・ 研究開発	マーケティング・ 営業	財務・ ファイナンス	IT・デジタル	人事・労務・ 人材開発	法務・ リスクマネジメント	ESG・ サステナビリティ	グローバル 経験
酒巻 久	代表取締役会長		●	●			●	●		●	●
橋元 健	代表取締役社長		●	●	●	●	●	●	●	●	●
周 耀民	専務取締役		●	●						●	●
内山 毅	常務取締役		●		●		●	●			
大北 浩之	取締役					●			●	●	
勝山 陽	取締役				●		●				●
賀村 拓	取締役			●			●			●	
酒匂 信匡	取締役			●			●				●
戸町 利和	取締役	【社外】 【独立】	●			●		●		●	
前川 篤	取締役	【社外】 【独立】	●	●	●			●		●	●
杉本 和行	取締役	【社外】 【独立】	●			●		●	●	●	
近藤 智洋	取締役	【社外】 【独立】				●		●	●	●	●
山上 圭子	取締役	【社外】 【独立】						●	●	●	
高橋 純一	常勤監査役			●					●	●	
岩村 修二	監査役	【社外】 【独立】						●	●	●	
中田 清穂	監査役	【社外】 【独立】	●		●	●	●		●	●	